

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税の収納に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

基山町は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県基山町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納に関する事務
②事務の概要	基山町では、地方税法に基づき、個人住民税などの地方税に関する各賦課業務で発生した調定額を引き継ぎ、税金・料金の徴収に係る事務を行う。賦課された諸税の収納を日次で行い、間違って納付されたり、多く納付された場合等は、全部または一部返納(還付)したり、他の未納や滞納に充てる(充当)等を行う。また、納税者からの必要に応じて納税証明書を発行したり、納期限までに税金・料金を納付していない場合は、徴収担当係と連携し、納付してもらうように督促状・催告書の送付を行う。具体的には、 ①賦課業務より賦課情報を受け取り、調定データを作成 ②納税(付)義務者からの納付を受け入れ日次・月次で消し込み状態を確認 ③過誤納者を調査し、還付充当処理 ④滞納者を調査し、督促・催告処理 ⑤その歳入年度の調定に対して、出納状況を整理 ⑥その歳入年度の出納を閉鎖し決算 ⑦決算した結果、完納状態にない調定を翌年度へ繰り越し
③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム 5. eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム	事後	
令和1年6月27日	特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、共通宛名ファイル	事後	
令和1年6月27日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号 別表第一の16の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
令和1年6月27日	①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月27日	②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の27の項		事後	
令和1年6月27日	連絡先	税務課	基山町税務課 〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 TEL 0942-92-7918	事後	
令和1年6月27日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム	1. Acrocity総合収納管理 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 統合宛名システム 5. eLTAXシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	
令和3年9月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事前	